

職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

(1)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
環境清美工場主任 技能職員 奥川 成敏	57	H28.8.19	免職	①本市職員等と共謀し、環境清美センターにおいて保管していた本市管理のアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したため ②市内給油所において、公用車用の給油伝票により購入したガソリンを着服して横領したため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
環境清美工場主任 技能職員 八木橋 政人	54	H28.8.19	免職	本市職員等と共謀し、環境清美センターにおいて保管していた本市管理のアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

職員の懲戒処分について

環境清美工場職員の窃盗・横領に伴う管理監督者の処分発令を、下記の通り行った。

記

環境部及び環境清美工場職員の管理監督職員

所属・補職	旧所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
環境部長 事務職員		59	H28.9.29	減給10分の1 6月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する部長（H27・28年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境部次長 事務職員		57	H28.9.29	減給10分の1 5月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する次長（H27・28年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境部参事 技術職員		55	H28.9.29	減給10分の1 5月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する参事（H27・28年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境事業室長 事務職員		58	H28.9.29	減給10分の1 5月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する室長（H27・28年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長 技術職員		57	H28.9.29	減給10分の1 5月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する工場長（H27・28年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長補佐 事務職員		51	H28.9.29	減給10分の1 2月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する工場長補佐（H27・28年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長補佐 技術職員		58	H28.9.29	減給10分の1 2月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する工場長補佐（H27・28年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長補佐 技能職員		60	H28.9.29	減給10分の1 2月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する工場長補佐（H28年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長補佐 技能職員		58	H28.9.29	減給10分の1 2月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する工場長補佐（H27・28年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
リサイクル推進課 主任 技能職員	環境清美工場 係長 (H28.8.31まで)	54	H28.9.29	減給10分の1 4月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する係長（H27・H28年度（8月まで））としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号、第2号及び第3号
環境清美工場 (再任用職員) 技能職員	環境清美工場長補佐 (H27年度)	60	H28.9.29	減給10分の1 1月	部下職員が環境清美センターにおいて保管していたアルミ製空き缶及び廃棄自転車を窃取したこと及び市公用車用の給油伝票を使用して購入したガソリンを横領したことに対する工場長補佐（H27年度）としての管理監督責任	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号